

(公印省略)
長第 1721 号
平成 16 年 3 月 3 日

各指定訪問介護事業所管理者 様

兵庫県健康生活部福祉局長寿社会課長

別居親族による訪問介護サービスの提供について（通知）

訪問介護サービスの提供については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 25 条により、同居家族により行われる形式が禁止されています。

別居親族による訪問介護サービス（以下「別居型サービス」という。）の提供については、過疎地や離島での訪問介護員等の確保の困難性等を考慮し、一律には禁止されていませんが、①家族介護との区別がつきにくい、②外部の目が届きにくくなる等の理由から、サービスの質の低下につながる懸念されています。

このため、本県では従前から、別居型サービスの提供については、その必要性を判断し派遣するよう指導してきたところですが、一部の事業者において、全く必要性が認められないにもかかわらず、サービスを提供している事例が散見されます。

については、別居型サービスを提供する場合は、下記のとおり、保険者である市町と事前に協議するようお願いいたします。

なお、新規に別居親族である訪問介護員等を派遣する場合には平成 16 年 4 月 1 日から、継続して派遣しているものについては平成 16 年 6 月 1 日から適用します。

記

1 趣旨

介護保険が高齢者の介護を家族だけでなく、社会全体で支えるための制度であることをふまえて、別居型サービスの不適切な提供に制限を設けようとするものであり、別居型サービスを一切禁止するものではありません。

2 必要性が認められる場合

- ① 過疎地や離島であって別居親族以外の訪問介護員等の確保が困難な場合
- ② 認知症の症状を有する利用者で、当面の間、別居親族である訪問介護員等が対応する必要がある場合 等

3 事前協議

別添 1 により保険者である市町と事前協議を行ってください。

4 親族の範囲

民法第 725 条により、「6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族」と定められていますが、上記の趣旨や地域の事情等を勘案し、保険者である市町で別途範囲を定めた場合は、これによるものとします。

通知当時の様式になります。
現在の様式は、別途各市町の HP からダウンロードしてください。

別添 1 (様式例)

平成 年 月 日

〇〇市町長 様

〇〇指定訪問介護事業所
法人代表者

印

別居親族による訪問介護サービスの提供について

別居親族である訪問介護員等による訪問介護サービスを下記のとおり提供したいので協議します。

記

訪問介護事業者	法人名								
	事業所名			事業者番号					
	所在地	TEL							
	通常の事業実施地域								
	管理者の氏名			サービス提供責任者の氏名					
訪問介護員等	氏名			利用者との続柄					
	住所								
利用者	氏名			年齢		性別		要介護度	
	住所								
	被保険者番号								
介護支援専門員	氏名								
	事業者名			事業者番号					
	居宅介護支援事業所所在地	TEL							
別居親族である訪問介護員等を派遣する理由									
派遣予定期間									

(注意) 居宅サービス計画書(ケアプラン)及び訪問介護計画書を添付すること。

※当該様式は、参考例であるので、別に保険者である市町が定めた場合は、その様式による。